

令和7年3月3日

第103回安来市議会定例会

(令和6年・令和7年)

3月定例会議案

第103回安来市議会定例会・3月定例会議案目次

- 議第27号 安来市議会政務活動費の交付に関する条例及び安来市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 議第28号 安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第29号 安来市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について
- 議第30号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議第31号 安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第32号 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第33号 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第34号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第35号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議第36号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第37号 安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第38号 安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第39号 安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例制定について
- 議第40号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第41号 安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例制定について
- 議第42号 安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第43号 安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第44号 安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第45号 安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

議第 4 6 号	安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について	
議第 4 7 号	安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
議第 4 8 号	安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議第 4 9 号	安来市過疎地域持続的発展計画の変更について	
議第 5 0 号	市道路線の認定について	
議第 5 1 号	市道路線の変更について	
議第 5 2 号	指定管理者の指定について	
議第 5 3 号	指定管理者の指定について	
議第 5 4 号	指定管理者の指定について	
議第 5 5 号	指定管理者の指定について	
議第 5 6 号	令和 6 年度安来市一般会計補正予算（第 1 0 号）	（別冊）
議第 5 7 号	令和 6 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 5 8 号	令和 6 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	（別冊）
議第 5 9 号	令和 6 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 0 号	令和 6 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）	（別冊）
議第 6 1 号	令和 6 年度安来市水道事業会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 2 号	令和 6 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 3 号	令和 6 年度安来市病院事業会計補正予算（第 3 号）	（別冊）
議第 6 4 号	令和 7 年度安来市一般会計予算	（別冊）
議第 6 5 号	令和 7 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算	（別冊）
議第 6 6 号	令和 7 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算	（別冊）
議第 6 7 号	令和 7 年度安来市介護保険事業特別会計予算	（別冊）
議第 6 8 号	令和 7 年度安来市電気事業特別会計予算	（別冊）
議第 6 9 号	令和 7 年度母里財産区特別会計予算	（別冊）
議第 7 0 号	令和 7 年度井尻財産区特別会計予算	（別冊）
議第 7 1 号	令和 7 年度赤屋財産区特別会計予算	（別冊）
議第 7 2 号	令和 7 年度安来市水道事業会計予算	（別冊）
議第 7 3 号	令和 7 年度安来市下水道事業会計予算	（別冊）
議第 7 4 号	令和 7 年度安来市病院事業会計予算	（別冊）

議第 27 号

安来市議会政務活動費の交付に関する条例及び安来市議会基本条例の一部を
改正する条例制定について

安来市議会政務活動費の交付に関する条例及び安来市議会基本条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市議会議員	飯 橋 由 久
安来市議会議員	岡 本 早智雄
安来市議会議員	作 野 幸 憲
安来市議会議員	福 井 加代子
安来市議会議員	清 水 保 生
安来市議会議員	湯 浅 正 志

安来市議会政務活動費の交付に関する条例及び安来市議会基本条例の一部を
改正する条例

(安来市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 安来市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年安来市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会派」を「議員」に改める。

第2条中「における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）」を「の議員の職にある者（以下「議員」という。）」に改める。

第3条第1項中「会派に」を「議員に」に、「における当該会派の所属議員数に」を「在職する議員に対し、」に改め、「を乗じて得た額」を削り、同条第2項中「会派」を「議員」に改め、同条第4項中「新たに結成された会派」を「議員となった者」に、「結成された」を「議員となった」に改め、同条第5項中「所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった」を「議会の解散により議員でなくなった」に改める。

第4条の見出しを「(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)」に改め、同条第1項中「会派が」を「議員が」に、「所属議員数に異動が生じたときは、異動が生じた」を「議員でなくなった場合であって、既に交付した政務活動費の額が議員でなくなった日の属する月（その日が基準日に当たる場合は、前月）までの月数に基づいて算定した上限額を上回るときは、議員は、議員でなくなった」に改め、「、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した上限額を上回るときは、会派は」を削り、同条第2項を削る。

第5条第1項中「会派」を「議員」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「会派の経理責任者」を「議員」に改め、同条第3項中「会派が解散した」を「議員が議員でなくなった」に、「当該会派の経理責任者であった者は、解散の」を「議員でなくなった」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「会派」を「議員」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「保存」の次に「及び閲覧」を加え、同条中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

第9条を第8条とする。

第10条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「別に定める」を「規則で定める」に改め、同条を第10条とする。

別表中「会派が」を「議員が」に改め、「会派に所属する議員が」を削り、「会派の行う」を「議員が行う」に、「及び会派」を「及び議員」に改める。

別記様式を次のように改める。

(安来市議会基本条例の一部改正)

第2条 安来市議会基本条例（平成29年安来市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「会派」を「議員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安来市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別記様式（第 6 条関係）

年 月 日

安来市議会議長 様

議員名

（記名押印又は署名）

年度政務活動費収支報告について

安来市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙の
とおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

今年度交付上限額_____円

1 収 入

政務活動費_____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調 査 旅 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 聴 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

議第 28 号

安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市議会議員	飯 橋 由 久
安来市議会議員	岡 本 早智雄
安来市議会議員	作 野 幸 憲
安来市議会議員	福 井 加代子
安来市議会議員	清 水 保 生
安来市議会議員	湯 浅 正 志

安来市条例第 号

安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

安来市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年安来市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 29 号

安来市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

安来市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市議会議員	飯 橋 由 久
安来市議会議員	岡 本 早智雄
安来市議会議員	作 野 幸 憲
安来市議会議員	福 井 加代子
安来市議会議員	清 水 保 生
安来市議会議員	湯 浅 正 志

安来市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、安来市議会議員（以下「議員」という。）が市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該期間の末日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該期間の末日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、当該訂正の内容を議長に届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存、閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議第 3 0 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 経過措置（第 5 条―第 7 条）

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

（安来市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 安来市職員の給与に関する条例（平成 16 年安来市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 3 号及び第 4 号並びに第 24 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（安来市消防団条例の一部改正）

第 2 条 安来市消防団条例（平成 16 年安来市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部改正）

第 3 条 安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例（平成 16 年安来市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

（安来市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 4 条 安来市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年安来市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 2 章 経過措置

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 5 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例

の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第６条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（安来市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第７条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の安来市職員の給与に関する条例第２４条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

議第 3 1 号

安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例制定について

安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例

安来市お試し住宅条例（平成２８年安来市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第３号ただし書中「を除く」を「は、１回に限り、再度の使用を認めるものとする」に改める。

第５条第１項中「９０日」を「３０日」に改め、同条第２項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安来市お試し住宅条例第５条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に使用を開始する者について適用し、同日前に使用を開始する者については、なお従前の例による。

議第 3 2 号

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年安来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第8条の見出し中「勤務時間以外」の次に「の時間」を加え、同条第1項中「継続的」を「断続的」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、

当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第12条第1項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「地方公営企業の労働関係に関する法律」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「(第16条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護の両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護の両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（安来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 安来市職員の育児休業等に関する条例（平成16年安来市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3号中「第3条第6号」を「第3条第7号」に改める。

第2条の4中「次条第6号」を「次条第7号」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「その他の育児休業」を「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業」に、「当該育児休業」を「、当該育児休業」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第13条を第28条とし、第10条から第12条までを15条ずつ繰り下げる。

第9条第1項中「第10条」を「第14条」に、「第14条」を「第19条」に改め、同条を第24条とする。

第8条第1項中「（平成16年安来市条例第39号）」を削り、同条第2項中「を承認されている職員」を「又は安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務

しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「当該育児休暇に係る」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている）」を「範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務をしない）」に、「を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）」に改め、同条を第23条とする。

第7条を第22条とし、同条の前に次の13条を加える。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第9条 市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年島根県市町村総合事務組合条例第15号）第9条第5項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1）育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- （2）安来市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- （3）安来市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- （1）育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- （2）育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当し

たことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年安来市条例第39号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）であって、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないものとする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに書面により行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての安来市職員の給与の支給に関する条例の特例)

第15条 育児短時間勤務をしている職員についての安来市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
--------	------	---

第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第5項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第22条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項及び第25条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務をしている職員についての安来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第15条の2 育児短時間勤務をしている職員についての安来市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第2項の規定の適用について

ては、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額
は、その者の受ける号給に応じた額に、安来市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項
に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第16条 市町村職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第9条第
5項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第6条の
4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するも
のとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての市町村職員の退職手当に関する条例
第9条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当す
る月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の市町村職員の退職手当に関する条例の規定によ
る退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮
定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第17条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる
事情とする。

（1）過員を生ずること。

（2）当該育児短時間勤務に伴い任用されている育児休業法第18条第1項の
規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間
勤務に伴う短時間勤務職員」という。）を育児短時間勤務に伴う短時間勤務
職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務に係る職員への通知）

第18条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場
合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を
通知しなければならない。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与
の特例）

第19条 第15条及び第16条の規定は、育児休業法第17条の規定による短
時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての安来市職員の給与に関する条例の特例)

第20条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての安来市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例第2条第2項の規定により定めら れたその者の勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た数(以下 「算出率」という。)を乗じて得た額と する
第4条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
第4条第5項	決定するものとす る	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
第12条第2項 第2号	定年前再任用短時 間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 第18条第1項の規定により採用された 同項に規定する短時間勤務職員(以下 「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職 員」という。)
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴 う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤 務で正規の勤務時間を超えてしたもの のうち、その勤務の時間とその勤務をし た日における正規の勤務時間との合計 が7時間45分に達するまでの間の勤務

		にあつては、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とする
第 26 条	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第 21 条 第 6 条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について準用する。

第 6 条の見出し中「給与等の取扱い」を「号給の調整」に改め、同条を第 8 条とし、第 5 条の 3 を第 7 条とする。

第 5 条の 2 の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第 6 条とする。

(安来市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 安来市職員の給与に関する条例（平成 16 年安来市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

(安来市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 4 条 安来市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年安来市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第 1 条の規定による改正後の安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長が規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 33 号

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年安来市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項に次の１号を加える。

- （３）職員が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第４４条第１項に規定する消防の応援等に従事したとき及びこれに準ずる業務に従事したとき。

第１３条第２項第１号中「（業務が深夜に行われる場合にあつては、当該額にその１００分の５０を加算した額）」を削り、同項第２号中「前項第２号」を「前項第２号及び第３号」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第１項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第２号に定める額）とする。

- （１）業務が午後１０時から翌日の午前５時までの間に行われた場合 前項に定める額にその１００分の５０に相当する額を加算した額
- （２）業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその１００分の１００に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 3 4 号

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安来市国民健康保険税条例（平成16年安来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.61」を「100分の8.31」に改める。

第5条中「29,600円」を「30,600円」に改める。

第5条の2第1号中「21,190円」を「21,100円」に改め、同条第2号中「10,595円」を「10,550円」に改め、同条第3号中「15,892円」を「15,825円」に改める。

第6条中「100分の2.11」を「100分の2.32」に改める。

第7条の2中「7,530円」を「8,920円」に改める。

第7条の3第1号中「5,390円」を「6,080円」に改め、同条第2号中「2,695円」を「3,040円」に改め、同条第3号中「4,042円」を「4,560円」に改める。

第8条中「100分の2.16」を「100分の2.24」に改める。

第9条の2中「9,760円」を「10,490円」に改める。

第9条の3中「4,540円」を「4,980円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「20,720円」を「21,420円」に改め、同号イ（ア）中「14,833円」を「14,770円」に改め、同号イ（イ）中「7,417円」を「7,385円」に改め、同号イ（ウ）中「11,125円」を「11,078円」に改め、同号ウ中「5,271円」を「6,244円」に改め、同号エ（ア）中「3,773円」を「4,256円」に改め、同号エ（イ）中「1,887円」を「2,128円」に改め、同号エ（ウ）中「2,830円」を「3,192円」に改め、同号オ中「6,832円」を「7,343円」に改め、同号カ中「3,178円」を「3,486円」に改め、同項第2号ア中「14,800円」を「15,300円」に改め、同号イ（ア）中「10,595円」を「10,550円」に改め、同号イ（イ）中「5,298円」を「5,275円」に改め、同号イ（ウ）中「7,946円」を「7,913円」に改め、同号ウ中「3,765円」を「4,460円」に改め、同号エ（ア）中

「2, 695円」を「3, 040円」に改め、同号エ（イ）中「1, 348円」を「1, 520円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 021円」を「2, 280円」に改め、同号オ中「4, 880円」を「5, 245円」に改め、同号カ中「2, 270円」を「2, 490円」に改め、同項第3号ア中「5, 920円」を「6, 120円」に改め、同号イ（ア）中「4, 238円」を「4, 220円」に改め、同号イ（イ）中「2, 119円」を「2, 110円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 179円」を「3, 165円」に改め、同号ウ中「1, 506円」を「1, 784円」に改め、同号エ（ア）中「1, 078円」を「1, 216円」に改め、同号エ（イ）中「539円」を「608円」に改め、同号エ（ウ）中「809円」を「912円」に改め、同号オ中「1, 952円」を「2, 098円」に改め、同号カ中「908円」を「996円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 440円」を「4, 590円」に改め、同号イ中「7, 400円」を「7, 650円」に改め、同号ウ中「11, 840円」を「12, 240円」に改め、同号エ中「14, 800円」を「15, 300円」に改め、同項第2号ア中「1, 129円」を「1, 338円」に改め、同号イ中「1, 882円」を「2, 230円」に改め、同号ウ中「3, 012円」を「3, 568円」に改め、同号エ中「3, 765円」を「4, 460円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の安来市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 3 5 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(安来市税条例の一部改正)

第1条 安来市税条例（平成16年安来市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(安来市介護保険条例の一部改正)

第2条 安来市介護保険条例（平成16年安来市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(安来市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第3条 安来市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成16年安来市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「督促手数料及び」を削る。

第5条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

第6条を次のように改める。

(延滞金の額及び徴収方法)

第6条 延滞金の額及び徴収方法は、安来市延滞金徴収条例（平成16年安来市条例第67号）の例による。

(安来市国営干拓事業負担金徴収条例の一部改正)

第4条 安来市国営干拓事業負担金徴収条例（平成16年安来市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「督促手数料及び」を削る。

第5条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

第6条を次のように改める。

(延滞金の額及び徴収方法)

第6条 延滞金の額及び徴収方法は、安来市延滞金徴収条例（平成16年安来市条例第67号）の例による。

（安来市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条 安来市後期高齢者医療に関する条例（平成19年安来市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

（安来市住宅地貸付け及び譲渡に関する条例の一部改正）

第6条 安来市住宅地貸付け及び譲渡に関する条例（平成30年安来市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議第 3 6 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

安来市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例

安来市手数料条例（平成16年安来市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「別表第2の2から別表第2の5までに規定するもの」を「別表第2から別表第2の6までに規定するもの（当該表の左欄に掲げる者が安来市の場合を除く。）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

建築物の建築等に関する申請手数料

区分	手数料の額
1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 8,600円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 15,600円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 24,700円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 26,900円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 35,500円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 63,700円

キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 107,000円
1の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者	
ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 29,700円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 38,500円
ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 39,800円
エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 46,600円
オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 47,600円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	
ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	一の工作物につき 17,700円
イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき 11,100円
3 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者(次項に掲げる場合以外の場合)	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 14,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	21,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	32,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	41,000円
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	44,000円
カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	55,000円
キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	64,000円
3の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物の完了検査を受けようとする者		
ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	30,000円
イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	40,000円
ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	43,000円
エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき	53,000円
オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき	61,000円
4 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	一の工作物につき	30,000円
5 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号	申請1件につき	120,000円

又は第18条第38項第1号若しくは第2号 (法第88条第1項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき検査済証の交 付を受ける前に建築物等の仮使用認定 を受けようとする者	
6 法第43条第2項第1号の規定に基づく建 築物の敷地と道との関係の建築の認定 を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
7 法第85条第6項の規定に基づく仮設興 行場等の建築の許可を受けようとする 者	申請1件につき 120,000円
8 法第86条第1項の規定に基づく1団地の 建築物(2以上の構えを成すものにあっ ては、総合的設計によって建築するも のに限る。)の特例の認定を受けようと する者	建築物の数が2以下である場合にあっ ては78,300円、建築物の数が3以上で ある場合にあっては78,300円に2を超 える建築物の数に28,000円を乗じて得 た額を加算した額
9 法第86条第2項の規定に基づく既存建 築物を前提とした総合的設計による建 築物の特例の認定を受けようとする者	建築物(既存建築物を除く。以下この 項において同じ。)の数が1である場 合にあっては78,300円、建築物の数が 2以上である場合にあっては78,300円 に1を超える建築物の数に28,000円を 乗じて得た額を加算した額
10 法第86条の2第1項の規定に基づく一 敷地内認定建築物以外の建築物の新築 又は一敷地内認定建築物の増築、改築 若しくは移転の認定を受けようとする 者	建築物(当該新築又は一敷地内認定建 築物の増築、改築若しくは移転に係る ものに限る。以下この項において同 じ。)の数が1である場合にあっては 78,300円、建築物の数が2以上である 場合にあっては78,300円に1を超える 建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額

11 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定の取消しを受けようとする者	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
12 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
13 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
14 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
15 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
16 法第87条の2第2項の規定に基づき準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
17 法第87条の3第6項の規定に基づく建	申請1件につき 120,000円

建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	
18 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。)第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
19 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円

備考

- 1 この表の1の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転の場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 2 この表の3の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第2の3から別表第2の5までを次のように改める。

別表第2の3（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築基準関係規定とみなされる規定の適用を受ける建築物の確認等に関する手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。）第2条の規定が適用される建築物（同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者	

ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省／国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。))第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。))を有しないものをいう。))又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。))のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。))の場合 (ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	13,000円 14,000円 23,000円 36,000円
2 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3	

項の規定に基づく審査を受けた建築物 又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは 第12条第2項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能適合性判定を受けた 建築物(建築物省エネ法第18条第2項若 しくは第30条第8項(建築物省エネ法第 31条第2項において準用する場合を含 む。)又は都市低炭素化法第10条第9項 若しくは第54条第8項の規定により適合 判定通知書の交付を受けたものとみな される場合を含む。)について、法第7 条第1項の規定に基づく完了検査又は法 第18条第21項に規定する通知に対する 完了検査を受けようとする者	
ア 検査を受けようとする建築物が一 戸建ての住宅の場合	5,000円
イ 検査を受けようとする建築物が住 宅部分を有する場合	
(ア) 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの	10,000円
(イ) 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上のもの	20,000円
ウ 検査を受けようとする建築物が非 住宅部分(工場その他のこれに類する もので市長が定めるものの部分を除 く。以下この項において同じ。)を有 する場合	
(ア) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	10,000円

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	16,000円
(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上のもの	26,000円
エ イ及びウのいずれにも該当する場 合	イ及びウに規定する区分に応じ、それ ぞれ当該手数料を合算した額

別表第2の4（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による長期優良住宅建築等計画
の認定等の手数料

区分	手数料の額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法 律(平成20年法律第87号。以下この表に おいて「法」という。)第5条第1項から 第5項までの規定に基づく長期優良住宅 建築等計画(以下この表において「建築 等計画」という。)の認定(以下この表 において「建築等計画の認定」とい う。)又は同条第6項及び第7項の規定に 基づく長期優良住宅維持保全計画(以下 この表において「維持保全計画」とい う。)の認定(以下この表において「維 持保全計画の認定」という。)を受けよ うとする者	
ア 建築等計画の認定を受けようとし る住宅が新築しようとする一戸建て の住宅(人の居住の用以外の用途に供 する部分を有しないものに限る。以 下この項及び次項において同じ。)の	45,000円(確認書又は住宅性能評価書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)第6条の2第5項に 規定する確認書又は住宅性能評価書を いう。以下この項及び次項において

場合	「確認書等」という。)の提出がある場合にあっては、12,000円)
イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)で1棟の床面積が300平方メートル以内のものの場合	104,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、22,000円)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合	67,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、18,000円)
エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積が300平方メートル以内のものの場合	157,000円(確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更の認定(以下この表において「建築等計画の変更の認定」という。)又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定(以下この表において「維	

持保全計画の変更の認定」という。)を受けようとする者(第4項に掲げる者を除く。)	
ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項のアの建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	23,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、6,000円)
イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項のイの建築等計画の認定を受けた共同住宅等で建築等計画の変更の認定に係る住戸の属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300平方メートル以内のものの場合	104,000円(変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、22,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項のウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円(変更後の建築等計画又は維持保全計画(以下この項において「変更後の計画」という。)に係る確認書等の提出がある場合にあっては、9,000円)
エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前項のエの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等で建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定	157,000円(変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定

に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更 更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300平方メートル以内のものの場合	の申請の数をいう。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
3 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計に応じて別表第2及び安来市建築基準法施行細則(平成16年安来市規則第138号)第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて別表第2及び同規則第6条の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて別表第2の2に掲げる額を加えた額)
4 建築等計画の変更の認定(法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。)を受けようとする者	3,000円
5 法第10条の規定に基づく建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,000円

別表第2の5 (第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認

定等の手数料

区分	手数料の額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」という。 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項及び次項において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(住宅基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この項において「認定基準」という。)に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項におい

	て同じ。)の提出がある場合にあつては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 26,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 28,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。

号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合	以下この項及び次項において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次項において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(次項において「誘導モデル建物法基準」という。)を	225,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円) 277,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)

用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円) 108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円) 67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円) 114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円) 32,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円) 57,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円) 50,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円) 85,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更	

の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 10,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 13,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 14,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分
---	---

	に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	225,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	86,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)

ル未満のもの	は、10,000円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	57,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

3 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて別表第2及び安来市建築基準法施行細則第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて別表第2及び同規則第6条の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて別表第2の2に掲げる額を加えた額)
--	---

別表第3の前に次の1表を加える。

別表第2の6 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から第5項までにおいて「計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この項から第4項までにおいて「適合性判定」という。)を受けようとする者	
ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分を	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料

いう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この項から第5項までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第5項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。）である場合 （ア） 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）	料の額、複合建築物にあつては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。 224,000円
---	--

の合計が300平方メートル未満のもの	
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この表において「モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)について省令第1条第1項第2号イ(1)及	

び同号ロ(1)の基準(以下この表において「標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この表において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この表において「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないもの)に限る。以下この項から第5項までにおいて	

て同じ。)の場合 (ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	34,000円 37,000円 18,000円 19,000円 25,000円 28,000円
2 法第11条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に

	応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項及び第4項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メ	23,000円

メートル未満のもの	
b 工場等部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分につい てモデル建物法基準を用いて評価を 行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分につい てモデル建物法基準を用いて評価を 行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について 標準計算基準を用いて評価を行う場 合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300平方メー トル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300平方メー トル以上のもの	114,000円

(カ) 当該建築物の住宅部分について 仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300平方メート ル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300平方メート ル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について 仕様・計算併用法基準を用いて評価 を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300平方メート ル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300平方メート ル以上のもの	85,000円
イ 計画の変更の適合性判定を受けよう とする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基 準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル 未満のもの	17,000円
b 床面積の合計が200平方メートル 以上のもの	19,000円
(イ) 当該建築物について仕様基準を 用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル 未満のもの	9,000円
b 床面積の合計が200平方メートル 以上のもの	10,000円

(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	13,000円 14,000円
3 法第12条第2項の規定に基づく計画の適合性判定(以下この項において「計画の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合 (ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上のもの (カ) 当該建築物の住宅部分について 仕様基準を用いて評価を行う場合	114,000円
a 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上のもの	32,000円 56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について 仕様・計算併用法基準を用いて評価 を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300 平方メートル以上のもの	50,000円 85,000円
イ 計画の適合性判定を受けようとする 建築物が一戸建ての住宅の場合 (ア) 当該建築物について標準計算基 準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル 未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル 以上のもの	34,000円 37,000円
(イ) 当該建築物について仕様基準を 用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル 未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル 以上のもの	18,000円 19,000円

(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円 28,000円
4 法第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合 (ア) 当該建築物の非住宅部分について	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

て標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メ	19,000円

メートル未満のもの	
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円
イ 計画の変更の適合性判定を受けよう	

とする建築物が一戸建ての住宅の場合 (ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	17,000円 19,000円 9,000円 10,000円 13,000円 14,000円
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付(以下この項において「書面の交付」という。)を受けようとする者 ア 書面の交付を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)か

	ら(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (イ) 当該建築物の工場等部分について	224,000円 276,000円

て標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル	67,000円

ル未満のもの	
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円
イ 書面の交付を受けようとする建築物が一户建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,000円 10,000円 13,000円 14,000円
6 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「計画」という。)の認定(以下この表において「計画の認定」という。)を受けようとする者 ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合 (ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を

	除く。)にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(以下この表において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円(非住宅誘導基準適合証(法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この表において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項に	

において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
e 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号第ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この表において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提

300平方メートル未満のもの	出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額

7 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この表において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者	
ア 計画に記載されている建築物について変更する場合(ウの場合を除く。)	当該変更する建築物一棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係	224,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)

る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
c 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メ	32,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

ートル未満のもの	
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	56,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
e 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	85,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル	13,000円(住宅誘導基準適合証等の提

ル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合(ウの場合を除く。) ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合	出がある場合にあつては、3,000円) 14,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円) 当該追加する建築物一棟ごとに、第6項のアの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額 当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額
8 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて別表第2及び安来市建築基準法施行細則第6条の規定により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて別表第2及び同規則第6条の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて別表第2の2に掲げる額を加えた額)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 37 号

安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例制定について

安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例

安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成 28 年安来市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「3 年」を「2 年」に改める。

第 23 条第 3 項中「第 22 条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第 4 条第 3 項及び第 13 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

議第 38 号

安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例制定について

安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

安来市学校給食費徴収条例（令和４年安来市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第８条を削り、第９条を第８条とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 3 9 号

安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例制定について

安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例

安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例（平成17年安来市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午後10時」を「午後9時」に改める。

第9条第3項中「別表第1から別表第3まで」を「別表」に、「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改め、同条第4項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第9条関係）

宿泊、研修室、入浴等利用料金基準額

利用区分		金額	摘要
宿泊料(1人当たり)		円 7,000	(1)入浴料を含む。 (2)食事代は含まない。 (3)児童は、左欄に定める金額に100分の40を乗じて得た額を控除する。 (4)4歳未満の者は、無料とする。 (5)休前日及び特別期間は、左欄に定める金額に100分の20を乗じて得た額を加算する。
大研修室		15,000	高校生以下の者が利用する場合は、左欄に定める金額に100分の40を乗じて得た額を控除する。
中研修室		7,000	
入浴料	全館	800	(1)全館は、トレーニングルームを除く。 (2)浴室は、サウナ及び露天風呂を含む。
	浴室	600	(3)児童は、左欄に定める金額に100分の40を乗じて得た額を控除する。 (4)4歳未満の者は、無料とする。
トレーニングルーム		600	

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及び

その額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 大研修室及び中研修室利用料金は、利用時間が5時間に満たないときは半額とする。

3 団体（15人以上）の入浴料は、1割引とする。

4 研修室利用者の入浴料は、2割引とする。

5 児童は、4歳から小学校6年生までとする。

6 休前日とは、休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日という。）の前日をいう。

7 特別期間とは、4月29日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までをいう。

8 備考2から備考4までの規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第2及び別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議第40号

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月3日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
安来市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 4 1 号

安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例制定について

安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例（平成 17 年安来市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

別表第 1 浴室部門（一般浴室、家族風呂及び介助浴室）の項中「午後 10 時」を「午後 9 時」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 9 条関係）

浴室部門利用料金基準額

区分	金額	摘要
一般浴室	円 600	(1) サウナ及び露天風呂を含む。 (2) 児童は、左欄に定める金額に 100 分の 40 を乗じて得た額を控除する。 (3) 4 歳未満の者は、無料とする。
家族風呂	2,000	1 室 1 時間当たり
介助浴室	1,000	1 室 1 時間当たり

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 児童は、4 歳から小学校 6 年生までとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議第 4 2 号

安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）」を「省令」に改め、「(介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「前項」を「第1項」に改め、「(省令第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）」を削り、同項第3号の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 3 号

安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例
制定について

安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例（平成 1 6 年安来市条例第 1 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表し尿の部を次のように改める。

し尿	申出により収集 処理するもの	18リットル当たり	市の区域のうち広瀬町及び伯太町を除く区域 193
			広瀬町の区域のうち広瀬、石原、町帳、富田、祖父谷、下山佐及び菅原並びに伯太町の区域 195
			広瀬町の区域のうち布部、宇波及び上山佐 197
			広瀬町の区域のうち西比田、梶福留、東比田、奥田原及び西谷 201

第 2 条 安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を次のように改める。

別表し尿の部を次のように改める。

し尿	申出により収集 処理するもの	18 リットル当たり	210
----	-------------------	------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の規定は令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに使用者の申出のあったし尿収集処理に係る廃棄物処理手数料について適用し、第 2 条の規定による改正後の安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の規定は令和 9 年 4 月 1 日以後に使用者の申出のあったし尿収集処理に係る廃棄物処理手

数料について適用し、令和7年10月1日前に申出のあったし尿収集処理に係る
廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

議第 4 4 号

安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安来市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年安来市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議第 4 5 号

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例

安来市企業立地促進条例（平成25年安来市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奨励措置」を「企業の立地を促進する措置」に改める。

第2条第7号を削り、同条第8号中「指定」を「認定」に改め、同条を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「指定」を「認定」に改め、同条を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号中「及び個人」を削り、同条を同条第12号とし、同条中第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「改装」を「改修」に改め、同条を同条第17号とする。

第3条第1項中「奨励措置」を「認定」に改め、同項第2号中「常用雇用者数」を「常用従業員数」に改め、同条第2項中「奨励措置」を「認定」に改める。

第5条中「市長は」の次に「、認定企業に対して」を加える。

第6条の見出し中「指定」を「認定」に改め、同条第1項中「奨励措置」を「奨励金又は助成金の交付」に、「指定」を「認定」に改め、同条第2項中「指定」を「認定」に改める。

第7条中「奨励措置」を「認定」に改め、同条後段を削る。

第8条の見出し中「奨励措置」を「認定」に改め、同条中「奨励措置を受けた企業」を「認定企業」に、「奨励措置の決定」を「認定」に改め、同条第1号中「事業を休止し、又は廃止したとき」を「認定計画に従って立地を実施していないとき」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「奨励措置を行った」を「認定」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「前条」を「第8条」に、「奨励措置」を「認定」に、「において、既に交付した奨励金又は助成金があるとき」を「その他次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条に次の各号を加える。

- （１）偽りその他の不正の手段により、奨励金又は助成金の交付を受けたとき。
- （２）奨励金又は助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 奨励金又は助成金の交付後 7 年以内に正当な理由なく、事業を休止し、廃止又は縮小したとき。

(4) 交付の対象となった投下固定資本の全部又は一部を、奨励金又は助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするとき。ただし、奨励金又は助成金の交付後 7 年を経過した場合は、この限りでない。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(財産処分の制限)

第 9 条 奨励金又は助成金の交付を受けた認定企業は、交付の対象となった投下固定資本の全部又は一部を奨励金又は助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、奨励金又は助成金の交付後 7 年を経過した場合は、この限りでない。

別表改修費助成金の項中「改装」を「改修」に改め、同表雇用促進奨励金の項中「とし、交付対象期間は操業開始の日の属する月から 3 年以内」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の安来市企業立地促進条例に基づく奨励措置の適用を受けている者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議第 4 6 号

安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について

安来市水道法施行条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市水道法施行条例の一部を改正する条例

安来市水道法施行条例（平成24年安来市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2）学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 7 号

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安来市消防団員等公務災害補償条例（平成16年安来市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安来市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた安来市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 4 8 号

安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する
条例制定について

安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する
条例

安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例（平成 16 年安来市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第49号

安来市過疎地域持続的発展計画の変更について

安来市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

9 教育の振興（1）現況と問題点中「【公民館・地域集会所】」を「【公民館・図書館・地域集会所】」に、「地区交流センターや地域集会所など」を「地区交流センターや図書館、地域集会所など」に、

「 さらに、地域集会所については、社会環境の変化や過疎化、高齢化などにより集落の維持が困難になりつつある中、地域コミュニティの維持や、地域の諸問題解消のため、地域に密着した集会所整備の支援を図る必要がある。」を
「 また、図書館については、読書や様々な調査・研究、日常生活を営むための情報取得活動などを支援するために、図書館資料の収集や施設整備を進める必要がある。」

さらに、地域集会所については、社会環境の変化や過疎化、高齢化などにより集落の維持が困難になりつつある中、地域コミュニティの維持や、地域の諸問題解消のため、地域に密着した集会所整備の支援を図る必要がある。」に改める。

9 教育の振興（2）その対策中「【公民館・地域集会所】」を「【公民館・図書館・地域集会所】」に、

「 地域集会所の整備については、市単独の補助制度を活用し、集落における拠点性を高めるための整備を支援する。 」を

「 図書館については、市民の教育と文化の発展に寄与するため、適宜施設整備を進めるとともに、市民の生涯学習を活性化するための取り組みを推進する。

地域集会所の整備については、市単独の補助制度を活用し、集落における拠点性を高めるための整備を支援する。 」に改める。

9 教育の振興（3）計画の表8 教育の振興の部地区交流センター施設改修事業の項の次に次のように加える。

市立図書館改修事業	雨漏解消のため、老朽化した外壁の改修を行う。	市	
-----------	------------------------	---	--

議第 5 0 号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

路線番号	路 線 名		
A3287	長谷津 9 号線	起点	安来市月坂町字長谷津 563 番地先
		終点	安来市月坂町字長谷津 552 番 22 地先
		延長	252.1 メートル
		幅員	6.66 メートル
C335	長田 2 号線	起点	安来市伯太町安田 533 番 2 地先
		終点	安来市伯太町安田 533 番 1 地先
		延長	37.3 メートル
		幅員	7.23 メートル

議第 5 1 号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A3048	加茂長谷津線	起点	安来市安来町字城谷 711 番 7 地先
			終点	安来市月坂町字長谷津 552 番 10 地先
			延長	988. 2 メートル
			幅員	6. 22 メートル
変更後	A3048	加茂長谷津線	起点	安来市安来町字城谷 711 番 7 地先
			終点	安来市月坂町字長谷津 546 番 6 地先
			延長	755. 1 メートル
			幅員	6. 70 メートル
変更前	A3274	後飯島 22 号線	起点	安来市飯島町字藤木 256 番 5 地先
			終点	安来市飯島町字藤木 256 番 8 地先
			延長	52. 6 メートル
			幅員	6. 12 メートル
変更後	A3274	後飯島 22 号線	起点	安来市飯島町字藤木 256 番 5 地先
			終点	安来市飯島町字藤木 253 番 24 地先
			延長	106. 4 メートル
			幅員	6. 12 メートル

議第 5 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 指 定 施 設 夢ランドしらさぎ
- 2 指定管理者 安来市古川町 8 3 5 番地
一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団
理事長 太田 健司
- 3 指 定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議第 53 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 指 定 施 設 ふれあいプラザ
- 2 指定管理者 安来市古川町 835 番地
一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団
理事長 太田 健司
- 3 指 定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議第 5 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 指 定 施 設 安来市学習訓練センター
- 2 指定管理者 安来市今津町 5 3 2 番地 3
職業訓練法人安来地域能力開発振興協会
会長 並河 元
- 3 指 定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議第55号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 指 定 施 設 広瀬温泉月山の湯憩いの家
- 2 指定管理者 安来市古川町835番地
一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団
理事長 太田 健司
- 3 指 定期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで